

平成28年度

第10回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会農地部会議事録

平成２９年１月３０日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成２８年度第１０回農地部会を千葉中央コミュニティセンター２階第２８会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

|       |                            |     |
|-------|----------------------------|-----|
| 議案第１号 | 農地法第３条の規定による許可申請について       | １０件 |
| 議案第２号 | 農地法第４条の規定による許可申請について       | １件  |
| 議案第３号 | 農地法第５条の規定による許可申請について       | ９件  |
| 議案第４号 | 農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用） | ２件  |
| 議案第５号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について    | １件  |
| 議案第６号 | 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について     | ２９件 |

|       |                           |     |
|-------|---------------------------|-----|
| 報告第１号 | 農地法第３条の３第１項の規定による届出について   | ４件  |
| 報告第２号 | 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について  | １１件 |
| 報告第３号 | 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について  | ３７件 |
| 報告第４号 | 農地法第１８条第６項の規定による通知について    | １件  |
| 報告第５号 | 地目変更について                  | ８件  |
| 報告第６号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条） | ６件  |

<出席委員>（15名）

|      |                |      |         |
|------|----------------|------|---------|
| 1 番  | 橋 本 泉          | 2 番  | 長谷部 衡 平 |
| 3 番  | 小 林 正 明        | 4 番  | 笠 川 泰 雄 |
| 6 番  | 鈴 木 武 夫（農地部会長） | 7 番  | 中 島 賢 治 |
| 8 番  | 猪 野 幹 夫        | 9 番  | 宮 崎 一 雄 |
| 10 番 | 蛭 田 浩 文        | 11 番 | 浅 尾 孝   |
| 12 番 | 大 塚 久（職務代理者）   | 13 番 | 竹 下 洋 一 |
| 15 番 | 石 橋 幹 男        | 16 番 | 高 澤 義 信 |
| 17 番 | 小 川 隆 良        |      |         |

<欠席委員>（2名）

|     |         |      |       |
|-----|---------|------|-------|
| 5 番 | 武津岡 広 治 | 14 番 | 長谷川 功 |
|-----|---------|------|-------|

<事務局説明員>

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 事務局長   | 朝 生 智 明 | 次 長    | 岡 本 茂 之 |
| 次長補佐   | 堀 明 徳   | 農業振興班長 | 小 川 剛   |
| 農地審査班長 | 福 島 悟   | 農地指導班  | 江 澤 裕 明 |

議長  
(鈴木武大部会長)

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 8 年度第 1 0 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 5 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。1 3 番・「竹下 洋一」委員、1 5 番・「石橋 幹男」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長  
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第 1 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、権利者であります緑区平川町の農地所有適格法人が、義務者であります同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、新たに農業を開始するため、賃借権を設定するものです。

面接した法人の関係者によりますと、権利者の法人は平成 2 8 年に設立され、資本参加される関連法人の協力・指導のもと、主に農産物の生産や販売を行うことを目的としております。

申請地の取得後の作目は、施設栽培によるトマトを予定しております。

次に、第 2 項です。第 2 項につきましても、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 2 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、権利者であります柏市南逆井に在住の方が、佐倉市ユーカーが丘に在住の方が所有する緑区平川町の農地を、経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、実家のある柏市の農地を賃借していたが、賃借期間満了に伴い柏市の農地を返却することになり、このたび知人の紹介により本市の農地を賃借することになったとのこと。また、来月には千葉市へ転入する予定とのこと。

申請地の取得後の作目は、人参、大根、キャベツなどを予定しております。

次に、第3項です。本項は第4項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の1－3～4をご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区長作町在住の方が、義務者であります同区同町在住の方及び市川市に事務所を置く弁護士が相続財産管理人となっている花見川区長作町の農地を経営規模を拡大するため、使用貸借権の設定及び売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、キャベツ、ハクサイ、ネギを予定しております。

次に、第5項です。本項は第6項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の1－5～6をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区富田町在住の方が、義務者であります同区同町在住の方々が所有する同区同町の農地を父親から農業経営を引き継ぐため、及び経営規模を拡大するため、贈与及び売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生及び水稻を予定しております。

次に第7項です。本項は第8項及び第9項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の1－7～9をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区加曽利町在住の方が、義務者であります銚子市栄町、若葉区若松台、東京都江戸川区在住の方々が所有する若葉区加曽利町の農地を経営規模を拡大するため使用貸借権の設定及び贈与を行うものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、そらまめを予定しております。

次に第10項です。

議長  
(鈴木武夫部会長)

小林正明委員

事務局

議長  
(鈴木武夫部会長)

議長

議長  
(鈴木武夫部会長)

お手元の資料の 1-10 をご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区小山町在住の方が、義務者であります同区あすみが丘在住の方が所有する緑区小山町の農地を経営規模を拡大するため売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、サンショウを予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項につきましては、それらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

第2項ですが、権利者は、柏市で借りていた土地を返して、千葉市に転入されるとのことですが、今まで柏市でどれくらい農業の経験があるかお聞かせください。

柏市にて新規就農されまして、今年3年目であると分科会での面接の際におっしゃられておりました。今般柏市の農地を返却することになったため、知人から平川町の農地を紹介され、転入し農業をされるとの回答でした。

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

——— 全員挙手 ———

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第２分科会委員長、ご説明願います。

第２分科会委員長  
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本項は、議案第３号第１項との一体の転用事業ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の議案第２号及び３－１を併せてご参照ください。

本案件は、長屋住宅用地とするものです。

申請地は、外房有料道路菅田インターチェンジから西へ約３００ｍに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第２種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続します。雨水は貯留施設にて流出抑制後、道路側溝に接続します。また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第２分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第２分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第２分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 全員挙手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第２号及び議案第３号第１項は、許可と決定いたします。

議 長  
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長  
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

第 1 項につきましては、議案第 2 号でご審議いただきましたので、第 2 項からになります。お手元の資料の 3 - 2 を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、父親より使用貸借するものです。

申請地は、市立椎名小学校から南東へ約 300m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、排水は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第 3 項です。お手元の資料の 3 - 3 を併せてご参照ください。

本案件は、自身が役員を務める法人への貸資材置場とするため、売買により取得するものです。

申請地は、県立千葉大宮高校から北へ約 5 0 0 m に位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第 4 項です。お手元の資料の 3 - 4 を併せてご参照ください。

本案件は、自身が経営する法人への貸資材置場とするため、売買により取得するものです。

申請地は、市立大木戸小学校から 東へ 約 1 5 0 m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第 3 種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で

処理します。また、周囲の既設擁壁、フェンスにて土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。お手元の資料の3-5を併せてご参照ください。

本案件は、自身が役員を務める法人への貸資材置場とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南西へ約450mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲の既設ブロック、フェンスにて土砂の流出を防止します。

次に、第6項です。お手元の資料の3-6を併せてご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、市立みつわ台南小学校から南東へ約250mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にコンクリートの板を設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第7項です。お手元の資料の3-7を併せてご参照ください。

本案件は、自身が監事を務めるNPO法人への貸駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、市立養護学校から西へ約350mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲の既設ブロックにて土砂の流出を防止します。

次に、第8項です。お手元の資料の3-8を併せてご参照ください。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定する

議長  
(鈴木武夫部会長)

小林正明委員

事務局

蛭田浩文委員

ものです。

申請地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから東へ約800mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第9項です。お手元の資料の3-9を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設への通路用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請地は、県立千葉大宮高校から北東へ約450mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

第4項の貸資材置場の案件ですが、大木戸小学校が近く、通学路に面しているのかなと思われるのですが、荷物の積み下ろし等の際に、朝夕の子供たちの通学に支障が無いのか聞かせてください。

おっしゃる通り、隣接する道路は大木戸小学校の通学路となっております。登下校の時間につきましては、車両の出入りを控えるよう、権利者に話をさせていただいております。

同じく第4項ですが、地元の町内会・自治会への説明はされたでしょうか。

|                       |                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局                 | 隣接地権者や住民の方へは説明したようですが、町内会・自治会へはまだお話されていないと思いますので、お話しするよう事務局から権利者に伝えさせていただきます。                                                                                                                                                   |
| 中島賢治委員                | 第9項ですが、表の東金街道の方へ通さず、わざわざ裏の方へ通路・電柱を通すのは何故でしょうか。                                                                                                                                                                                  |
| 事 務 局                 | 東金街道側には、日本料理屋の敷地となっております。今回、日本料理屋の駐車場を太陽光発電施設用地としたいとするもので、電柱を建てるに当たり、東京電力の指導により、日本料理屋の敷地を通らずに、公道から太陽光発電施設へ車両が入れる通路を確保する必要があるとのことです。                                                                                             |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | 他に、質問、意見等無いようですので、採決いたします。<br>第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。                                                                                                                                                              |
| 議 場                   | ———— 全員挙手 ————                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | 賛成全員でございますので、議案第3号第2項から第9項までは、許可と決定いたします。                                                                                                                                                                                       |
| 議 長<br>(鈴木武夫部会長)      | 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。<br>第2分科会委員長、ご説明願います。                                                                                                                                                              |
| 第2分科会委員長<br>(猪野幹夫委員長) | ご説明いたします。<br>まず、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。<br>お手元の資料4-1を御覧ください。<br>本案件は、ドローン飛行練習場用地として、使用貸借権を設定し、一時転用するものです。<br>申請地は、千葉市立さつきが丘中学校の北西約700メートルに位置する農地です。<br>農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地と判断し |

ました。

申請地の現況は田で、現在は休耕中です。一時転用による盛土等の形状変更はありませんが、一部に樹脂製のパレットを敷きます。被害防除は、雨水を自然浸透にて処理し、敷地の周りをトラロープで囲います。一時転用期間は、本年2月1日から3年間となっております。

続いて、第2項です。

本案件は、平成25年1月の農地部会でご審議をいただき、許可を行った、若葉区小間子町における営農型太陽光発電設備設置の転用期間満了による更新許可に係るものです。

お手元の資料4-2をご覧ください。

申請地は、千葉経済学園小間子運動場の西約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内あることから、第1種農地と判断しました。

本案件は、設備自体は、東京電力との契約期間である20年間設置し続ける予定ですが、3年毎に一時転用許可を取り直すことになっており、更新条件である毎年2月の農作物の状況報告調査においても特に問題がありませんでしたので、今回、更新許可案件としてご審議いただくものです。

更新による設備や作目の変更はございません。一時転用期間は、平成29年3月1日から平成32年2月29日となっております。

第2分科会としましては、いずれも申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

中島 賢治委員

第1項ですが、外周をロープで囲い、外部への進入を防ぐということですが、ドローンは空を飛ぶものですよ、ロープで囲むだけでは、外部に飛んで行ってしまうのではないのでしょうか。

|                 |                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局             | ドローン自体は、他の農地の上空を飛行します。このことにつきましては、周辺の農家の方へ事前に説明、了解を得られております。外部への進入を防ぐのは、操縦者が農地へ侵入するのを防ぐ、という意味です。      |
| 中島 賢治委員         | 危険は無いのですか。くれぐれも事故の無いように指導してください。                                                                      |
| 事務局             | はい、わかりました。                                                                                            |
| 小川 隆良委員         | 同じく第1項ですが、だいたいどの辺りか、目標物を教えてください。                                                                      |
| 事務局             | 現地は、県道穴川天戸線の坊辺田交差点からみて花見川の対岸、閉店したパチンコ屋の裏の休耕地が広がっているあたりです。                                             |
| 宮崎 一雄委員         | 第2項ですが、所要金額745千円は何に充てるのでしょうか。                                                                         |
| 事務局             | 今回、設備等、新たにかかる費用はありませんが、営農型太陽光発電の場合、撤去費用に係る資力をみる必要があります。全額、撤去費用の見込み額であります。                             |
| 議長<br>(鈴木武夫部会長) | 他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。<br>第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。                                     |
| 議 場             | ———— 全員挙手 ————                                                                                        |
| 議長<br>(鈴木武夫部会長) | 賛成全員でございますので、議案第4号は許可と決定いたします。<br><br>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。<br>第2分科会委員長、ご説明願います。 |

第2分科会委員長  
(猪野幹夫委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項です。農地基本台帳及び1月6日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、長谷川政美委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長からの説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 全員挙手 ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第2分科会委員長、説明願います。

第2分科会委員長  
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第10項までいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項から第4項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区中野町在住の方、他1名の所有する若葉区中野町及び和泉町の田5筆、合計面積7,126㎡を賃借にて借り上げ、同区中野町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、設定期間はそれぞれ6年です。

なお、第1項及び2項は新規設定、第3項及び第4項が再設定となっております。

第5項から第6項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、緑区越智町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積932㎡を賃借にて借り上げ、市原市瀬又在住の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第7項から第8項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、緑区高田町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積5,400㎡を賃借にて借り上げ、中央区今井町在住の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

第9項から第10項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、緑区大椎町在住の方の所有する同町の畑8筆、合計面積4,261㎡を賃借にて借り上げ、新規に農業経営を開始する緑区辺田町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第11項から第26項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。

なお、件数が多いため一覧表を作成しましたので、議案書29ページをご覧ください。

緑区刈田子町の農事組合法人が同区椎名崎町在住の農家の方、他15名の所有する同区大金沢町、落井町、椎名崎町、富岡町、中西町、古市場町及び茂呂町の田27筆、合計面積48,863㎡に第11項から18項は新規に賃借権を設定、第19項から第26項は継続して賃借権を設定するもので設定期間は、それぞれ10年です。

第27項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区更科町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積885㎡に使用賃借権を新規に設定するもので、設定期間は5年2か月です。

第28項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区大井戸町在住の農家の方の所有する同町の田4筆、面積9,569㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第29項は、緑区高津戸町在住の農家の方が、同町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積330.57㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第1項から第29項までの合計面積77,366.57㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

議長  
(鈴木武夫部会長)

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただ今の第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本 泉委員

第9項及び第10項についてです。ここは私の担当区域であります。

説明によると新規就農者とのことですが、農政センターを介して農地を探したのだと思います。これは地域の農業委員としての要望ですが、土地利用状況調査等を通して田は無いのですが、畑を貸したい方を把握しております。

今後は、新規就農の情報があつた場合には個人情報保護の観点もあるでしょうが、農政センターで農地を紹介するのであれば、できれば地域の農業委員に対しても情報提供願いたい。

事務局

ただいまのご要望につきましては、農政部へお伝えいたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

他に、質問、意見等ないので、採決いたします。  
第1項から第29項について、第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 全員挙手 ——

議長  
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

議長  
(鈴木武夫部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の31ページまでに4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の33ページまでに11件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の40ページまでに37件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の42ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、8件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、6件ございました。

内容につきましては、12月の農地部会で審議されたもので、12月27日に諮問し、同日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議長  
(鈴木武夫部会長)

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等無し ———

議長  
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度第10回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉会 (午後4時25分)